大津市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの(以下「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」という。)に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、大津市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
 - (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
 - (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の規定に基づき、大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政 策課を子ども・若者支援調整機関として指定する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法 第25条の規定により協議会が定める。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

大津保護観察所

大津少年鑑別所

大津保護区保護司会

大津市社会福祉協議会

大津市民生委員児童委員協議会連合会

大津市障害者自立支援協議会

滋賀県立精神保健福祉センター

大津市医師会

ハローワーク大津

滋賀県地域若者サポートステーション

おおつ働き・暮らし応援センター

滋賀県中小企業家同友会大津支部

大津市青少年育成市民会議

学識経験者

大津市(政策調整部、福祉部、健康保険部、産業観光部、教育委員会事務局)